

3要件のアセスメントと記録

	切迫性	非代替性	一時性
定義	行動制限を行わない場合、患者の生命または身体が危険にさらされる可能性が高い	行動制限以外に患者の安全を確保する方法がない	行動制限は一時的であること
アセスメントの視点	「切迫性」の判断を行う場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。	「非代替性」の判断を行う場合には、いかなる場合でも、まずは身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならない。	「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。
記録	現在明らかに自己・他者に危害を加える行動があるかを記録する。 ラインを触るだけでは切迫性があると判断できない(例:固定テープ貼付部がかゆい、ラインが気になるなど)ため、ラインの固定方法や動きが実際に危険行動につながるのかアセスメントし記録する	代替案のリスト	<ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束の解除の予定の記録がある ・代替案の実施とそれにより、身体拘束を解除した時間を記録する
記録例	○:重症肺炎で挿管管理中、呼吸困難感から体動が激しく、上肢拘束を解除するとチューブを引っばる様子あり	○:看護師による繰り返しの現状説明や、家族の付きそい、声かけでも体動がおさまらない	○:挿管中、鎮静コントロールがつけば身体拘束解除予定 ○:家族面会時間(15時~16時)に身体拘束を解除した

身体拘束ゼロへの手引き 高齢者ケアに関わるすべての人に
2001年3月 厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議 22ページより引用・抜粋

2020年1月作成 看護部安全業務委員会・看護部倫理委員会
2026年2月改訂 身体拘束最小化チーム